

2－4 医療機関の経営悪化に対する支援について

今般のコロナ禍において、首都圏等の医療機関はダイヤモンド・プリンセス号の対応を含めた初期段階から長期間にわたり新型コロナウイルス感染症対応に協力してきた。

こうした中、一般社団法人日本病院会などが実施した「新型コロナウイルス感染拡大による病院経営状況緊急調査」によると、4月の医業収入は、全国平均で前年比▲10.5%、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた医療機関等においては▲12.4%、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れていない医療機関においても、患者の入院並びに手術の抑制・延期や、受診控え、健診の中止等による影響から▲7.7%の減収となるなど、医療機関全般に深刻な影響が出ている。

このような状況を受け、国は、令和2年度第一次・第二次補正予算により、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる重点医療機関等に対して、総額1兆6,279億円にのぼる財政的支援を行っているが、医療機関等からは、包括支援交付金による空床・休床補償等の支援や診療報酬の増額だけでは不十分であるとの意見が多く寄せられている。

また、市町村からは、今後、経営悪化した医療機関が、従来から不採算部門となっている救急・周産期・小児医療を縮小することへの懸念が示されるなど、このままの状態を放置すれば、地域医療体制の崩壊につながりかねない。

については、地域医療体制を維持するために、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 新型コロナウイルス感染症患者をいち早く受け入れた医療機関を支援するため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による設備整備や病床確保への支援について、令和2年1月～3月の費用についても4月以降と同等の支援を行うこと。
- 2 入院・外来患者の減少等により、新型コロナ患者受入れ・未受入れにかかわらず、経営が悪化している医療機関の財政的支援を行うため、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額及び診療報酬の大幅な見直し等を行うこと。
- 3 不採算部門となりやすい救急・周産期・小児医療が、医療機関の経営悪化により縮小されることのないよう、早急に国庫補助制度の拡充を行う等、国が医療崩壊回避に向け、具体的な支援策を講じること。